

健生衛発 0401 第 1 号
令和 6 年 4 月 1 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルクリーニング業における外国人材確保事業の実施について

平成 26 年 4 月 3 日厚生労働省発健 0403 第 2 号厚生労働事務次官通知の「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に掲げるビルクリーニング業における外国人材確保事業については、交付要綱に定めるほか、別紙のとおり「ビルクリーニング業における外国人材確保事業実施要領」を定めたので、これにより事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

ビルクリーニング業における外国人材確保事業実施要領

1. 目的

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）及び「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省）に基づく、「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」及び「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」（以下「評価試験」という。）の実施主体に対して、当該試験の企画・評価等に要する経費の一部を補助することにより、当該試験を円滑に実施することを目的とする。

2. 実施主体

本事業は、評価試験の実施主体である「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」（以下「試験実施機関」という。）において実施する。

3. 事業内容

試験実施機関が実施する評価試験を適正に実施するために次の事業を行う。

- (1) 評価試験を適正に実施するための検討及び評価の実施
- (2) 外国において評価試験を適正に実施するための現地調査の実施
- (3) 外国における評価試験を適正に実施するための資機材の整備
- (4) その他 (1) から (3) に関連する事業

4. その他

- (1) 適正な評価試験及びその実施体制の確立

本事業の実施に当たっては、適正な評価試験及びその実施体制を確立するため、関係行政機関及び第三者の立場にある有識者を参画させること。

- (2) 経費

本要領に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で補助を行う。

5. この要領は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。